



2025年11月4日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 楯 広長
(コード番号：6173 東証グロース)
問 合 せ 先 人事総務部課長 阿部 直之
(TEL. 03-6758-5588)

「当社に対する仮差押決定」及び「不当利得返還請求訴訟の提起予定」のお知らせ

当社は、仙台地方裁判所より、株式会社ソルブレイン（以下「ソルブレイン社」という）を債権者、当社を債務者とする2025年10月23日付け仮差押命令（以下「本件仮差押命令」といいます。）を受けましたので（2025年10月31日に仮差押決定の書面を受領）、お知らせを致します。

また、当社は、本件仮差押は理由の無いものと考えておりますので、速やかに保全異議の申立を行うとともに、ソルブレイン社に対し、不当利得返還請求訴訟の提起を行う予定としております。

記

1. 本件仮差押命令の概要

裁判所：仙台地方裁判所

発令日：2025年10月23日

債権者：株式会社ソルブレイン

宮城県仙台市青葉区一番町 1-9-1 仙台トラストタワー20F

代表取締役 桜庭 誠司

仮差押の対象となった債権：当社の取引金融機関に対する預金請求権（83,447,795 円のうち 8,615,129 円）

2. ソルブレイン社との協議及び仮差押に至った経緯

当社は今期（2026年2月期）より、新経営体制のもとで、広告費用の全面的な見直しを含む、当社の主力事業である水まわりサービス支援事業の収益改善に取り組んでおります。その一環として、リスティング広告の委託先であるソルブレイン社とも協議を行ってまいりました。

2025年9月より、ソルブレイン社に対して2020年以降の同社に支払い済みのリスティング広告費用に関して、当社からソルブレイン社に対する過払いの疑義がある旨の申し入れを行い、この返還を求めてお互いの代理人を通じて交渉してまいりました。そのため、ソルブレイン社からの請求に関しては、相殺をするために支払いを留保しておりました。しかし、ソルブレイン社はその交渉の過程にあるにも拘わらず、突如当社に対し、ソルブレイン社が主張する当社に対する債権をもって当社に対して仮差押命令の申し立てを行なったものです。

3. 当社の見解及び今後の対応方針

当社と致しましては、本件仮差押は理由の無いものと考えておりますので、速やかに保全異議の申立を行

うとともに、ソルブレイン社に対し、不当利得返還請求訴訟の提起を行う予定としております。

4. 当社の対応方針等

今後の訴訟経緯につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。本件に伴い、当社の業績に与える事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上